

令和6年度 第1回太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和6年9月26日（木）14：00～15：30

場 所：町立生涯学習センター 3階 研修室1

参加者：土屋会長

伊庭副会長

斧田委員

内田委員

関戸委員

羽田委員

上藪委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

事務局：太子町政策総務部住民人権課

小角部長

木村課長

筒井課長補佐

松村主査

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）第2次太子町人権行政推進プランの取組について

（2）その他

4 閉 会

1 開会

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから太子町人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を預かっております、政策総務部住民人権課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、審議会の記録、公開用として録音や写真撮影を行いますのでご了承ください。

それでは、まず、配付資料について、お手元の次第の資料一覧によりご確認をお願いします。次第の下のところ配付資料を書かせていただいております。資料1から5まであります。まず初めに、資料1としまして、A3で右上に資料1と書かせていただいております。次に、資料2、A4、1枚ものを用意しております。具体的な取り組みの調査票です。次に、資料3、成果指標の取り組み状況ということで、ホチキス止めの2枚のものになります。資料4が1枚ものの重点的な取り組みってということとなっております。最後に、名簿の方をつけさせていただきます。皆さんおそろいですかね。大丈夫ですかね。

2 会長挨拶

【事務局】

それでは、開催に当たりまして、土屋会長よりご挨拶の方をお願いいたします。

【土屋会長】

皆様お忙しい中、本日お集まりいただきありがとうございます。本当に人権のことに、こうやって携わらせていただいておりますと、人権というのは本当に法とかで規定しただけでは駄目なんだな、ずっとこう日常的に考えて、そして語っていかなければいけないものなんだなっていうのを日々実感しております。そう考えますと、ちょうど今、今期のNHKの朝ドラの『虎に翼』ですね。いわゆる日本で初めての司法試験に合格した女性を扱ってということで、従来の朝ドラの女性の社会進出はもう結構訴えてこられたと思うんですけど、今回はやはり、司法ものということで、家父長制、それから夫婦別姓の問題、それからセクシャルマイノリティーの問題も出て参りました。そして原爆裁判、そして、ここまでやるんだと思ったのが尊属殺規定違憲判決、ここまで取り扱った朝ドラが、こうやって計画されて放映されて、もちろん賛否両論というところありますけれども、人々にその朝のお茶の間に流れるという時代になったんだなあとということを改めて実感しております。この社会の空気感の中で、ぜひ本審議会もですね、皆様の気づきの言葉をいろいろと語っていただきながら、来年度はいよいよ推進プランの見直し年度ということに当たっておりますので、そちらの議論をつなげていただければなと

思っております。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、本日は全員出席されておりますので、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第6条第2項によりこの会議は成立しております。

次に、事務局職員をご紹介します。

政策総務部長の小角でございます。

【小角部長】

小角です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

住民人権課課長補佐の筒井でございます。

【筒井課長補佐】

筒井です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

同じく主査の松村でございます。

【松村主査】

松村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

改めまして司会を務めさせていただいております、住民人権課長の木村でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議事は、お手元の次第のとおりとさせていただきます。会議時間といたしましては、午後3時30分終了を目途としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、これからの議事進行は土屋会長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 事

【土屋会長】

それでは私の方で議事を進めていきたいと思っております。

まず、議事の1番目、第2次太子町人権行政推進プランの取組について事務局より説明をお願いします。

(1) 第2次太子町人権行政推進プランの取組について

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ただいま第2次太子町人権行政推進プランの取組について事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見がありましたらご発言の方お願いいたします。

【伊庭副会長】

さっきから数字を見てたら、増えていってるように思うんですけども、これは事象が増えているのか。それとも、その掘り起こしの数が増えたから、数が増えたのか、どんな感じですか。

【事務局】

全体的な話になるんですけども、例えばイベント関係であったり、行事ごとにつきましては、コロナ禍が明けまして、参加が、前回コロナ以前の水準に戻ってきたところがある。逆に、若干ちょっと減っているようなところもありまして、こちらにつきましては会議体とか、そういうことが多いんですけども、そういったところに関しましては、1回コロナでちょっと途切れてしまって、取り組みがちょっと縮小してしまったみたいな感じで書かれているところが多かったかなというふうに思っております。

【伊庭副会長】

これから、増えていく可能性があるっていう。その取り組みの数が増えるっていうのもあるけど、そういう事件事故が起こる可能性も増えているということですか。

【事務局】

はい。まず高齢者のケース、児童のケース、女性のケース、障がい者のケースとか、個別のケースで言うと、今、行政でアウトリーチ、掘り起こすところまで行けてないというのが現状なんで出てきたものが上がってきてる、というのが実際の数字だと思うんです。ただもうその時代は終わってると思いますので、例えば重層的支援体制整備事業であったり、この4月から始まった困難女性支援事業ですけども、そういうところは、どっちかっていうと、出てくるのを待っていたら来ないと思うんです。掘り起こす方向でアウトリーチをかけて行って、ケースを出してくる。そうするために行政だけではできないところがありまして、関係機関、例

例えば社協であったり、NPO法人であったり、他の社会福祉法人、そういった団体と連携しながら、掘り起こしていけるというふうになってきたら、多分ですけども、数字は上がっていくと思っております。

【伊庭副会長】

その辺で、その数は、増えていくというより、いっぱいあるということですね。

【事務局】

はい。

【伊庭副会長】

それがまだ、アウトリーチされてないものが結構あるやろうっていう。

【事務局】

はい。

【伊庭副会長】

はい。わかりました。

【斧田委員】

はい。以前にもね、ちょっとお話っていうか、提案させてもらった、どうしても福祉関係の事業とね、この人権問題っていうふうなところのとらえ方っていうんですか。その人にとってのサービスがうまくはまって、すごく快適な生き方ができるっていうのと、やっぱり人権問題っていうのが、具体的な例みたいな、現場で、そういうデイサービスみたいなところで何か受けて、差別を受けたけれどもわからないまま過ごしてきてるとかっていうような、本来の人権問題とサービスの部分っていうのが、なんかやっぱり拭い切れへんっていうか。どうしても原課にすれば、サービスを提供するっていうことが住民さんにとって見れば、一番成果が上がってるようなことなんですけれども。どうしてもこういう人権行政推進っていうふうな立場から考えると、やっぱりちょっと違うかなあというか、事業やる中でもそういう人権意識について、すごく気を遣いながら事業をやってきた結果どうなってきたかとかね。なんかそういうふうな形の取り組みの仕方っていうんですか、職員であったりとか関係機関っていうのがね、そういうふうなものに繋がらないのかなとちょっと思ったんですけどいかがでしょうか。

【事務局】

はい。斧田委員が前からおっしゃっているように、福祉と人権は非常に密接に関わってるところがありまして、意味としたら同じ言葉なんすね。福祉も人権もどちらとも幸福を目指して

るところでは何ら変わりがいいところなんです。まず、いろんなサービスっていうのは、行政がしてる事業ですね。事業については、まず見ていただきたいのが推進プランの 17 ページ見ていただきたいんですけども。これは、この人権行政基本方針及び推進プランを作るとき、一番ベースになる考え方と言っていいところやと思うんです。第 3 章で基本理念と基本方針がありまして、人権行政の考え方っていうところで、ここ 5 段落に分けて書かれてるんですけども、その中でも、一番最初のところですね。つまり、医療、福祉、健康とか、安心、安全、都市基盤、環境、産業、雇用、観光、教育、文化、すべてですね。行政はいろんなことをしてるんですけども、これは住民生活の様々な分野で、住民の幸福追求に関わっていることから、自治体行政は人権行政であると。行政すること自身、人権がベースになってますよっていうのを、ここでまず考え方として、太子町では定めています。その中で、人権がベースになるんで、いろんな福祉事業があるっていうので、福祉だけじゃないですけど福祉に関係する法律とかの、趣旨とか、目的を見ていただいたらわかると思うんですけども、ほとんど人権という言葉が入ってるんですね。福祉の事業をするにあたっては人権がベースになってますよっていうところになってるんで、どうしても福祉の事業と人権というのは、イコールになってくる。先ほど斧田委員がおっしゃったようにその事業をしてる中で、何らかの差別であったり人権侵害っていう事象が起こった場合ですね、その差別事案とか人権侵害事案に対して、どう対応していくかっていうところと、また別の話になってくると思うんです。もちろんサービスを受けるには、人権がベースはなってるんですけども、その中で、差別事象が起こるとか人権侵害が起こったら、そのことに対しては、1 個 1 個解決していくというようになっていくと思います。

つまり、ベースとなってる人権があってその中で事業をされていると言えます。太子町の中で、すべての事業所に関わることでですけども、事業をされているその中で、生活している中で、事業所の中で、差別事象があったり人権侵害事象があったときに、行政としてどう対応するか。当事者としっかり話もしないといけないし、そのサービス中で、人権侵害をしてる人に対してどうやって啓発していくか、というところになってくるのかなと思います。それがひどい状況になってくると、高齢者虐待、児童虐待、障がい者虐待であって、事件性の方になってくると思いますので、それはそれでまた、法律もきっちりされてますんで、対応の仕方があると思うんです。そういうところで、全部人権がつながってるというふうに考えていただいたらどうかと思います。

【斧田委員】

もし皆さんもよかったら何か。なかなかね、わかりにくいっていうか。すごく福祉のサービスを受けられてる方にとって、考えるだけじゃなくて、それを仕事としてやられてる方々がね、普段からこういうふうな見方をすることによって、サービスとはまた違う面での、何ていうんですかね、安心できるような事業方法につながってくるみたいなどの話っていうのがどっかで出てきたらいいのになと思って、実は聞いてたんですけどね。

他に何かないですか。なかったらもう 1 つ。もし聞かせてもらえるんなら、聞かせてもらい

たいのが、自死自殺っていうか、そこら辺ね、件数っていうのが太子町の場合、どんな状況なのかなっていう。そういうようなところなんです。

【事務局】

すみません。今、ここで数字は持ちあわせてないんで、ちょっと何とも言えないです。

【斧田委員】

また次回のときでもね。わかったら。

【事務局】

はい。

【斧田委員】

別に他に広めるつもりはないんやけれども。ある程度ね、太子町の状態はどんなのか知りたいです。

【伊庭副会長】

僕の経験で一つ言いますと、親戚の人、1人が亡くなったんです。それは何でかって。これは僕なりの考えですよ。要するに、太子町の生活馴染まれへんかったと。受け入れてもらわれへんかったということで、ちょっとうつ病になって、それで亡くなってしまったという経験があるんです。僕自身は、親戚やし、そんな当然普通に付きおうて普通にやったんですけども、その事件が起こってから、うん、そんなことやったんやわ。って思いました。だから、そんなことは結構あるんちゃうかなと思います。あんまり詳しいこと言ったら、特定されたら困るので。こんな小さな町で経験があるんやって、いっぱいあると思います。

【事務局】

会長いいですか。

【土屋会長】

はい。

【事務局】

それでは、資料3を見ていただきたいんですけども。資料3の一番最後の11番のところです。先ほども松村が説明しましたが、これは平成31年度、この計画を策定する時からカウントしてるんですけども、そこからは年6回心ほぐしの会というのを保健センターでやってるんです。前年度ですね、令和5年度実績17人相談ありました。今、僕が記憶してるだけで

も、大体このあたりの数字が推移してたんで、20人ぐらいですかね。やっぱり何らかの悩み抱えているとか、ちょっと心しんどいなっていう人は心ほぐしの会に来るんですけども、そういった人がやっぱり一定数ずっとおられる。っていうのは保健センターでは把握してると思うんです。そういうところで、この対策をしてると、やっぱり防止するっていう観点から、そちらの方に力を入れていってるところなんです。実態として、数字というのは今まで出てきてるとは思うんです。こういうところで、太子町としても、サポートしているところです。

【土屋会長】

何をもっていわゆる成果とするというのは結構実は難しく、学校教育の中でもやはり、例えば不登校の児童生徒数、いじめの件数なども、要は数字的なものは上がり下がりだけではなく、やはり先ほどもちょっと出てきたその予防という観点で見ていくべきじゃないのかとか、特に最近はやっぱその支援につながった子どもたちの数を、指標としてもっと見ていくべきではないのかとか、やっぱりちょっとどこの何をもってしてっていうところで結構議論になるところかなと、今お話聞いてて思ったりもしました。

他、何かありますか。

【宮前委員】

はい。先ほど最初にあったようなもののご意見とかも含めて、ちょっと感じたことがあったのでそのあたりと、さっきの評価っていうこともそうなんですけど、なんかその評価を図るのって難しい。そのために意識調査をするんですね。意識調査はそんなに毎年するわけではないので、数ということにはなろうかと思うんですが、先ほど、筒井さんからあったやっぱり人権っていうことが守られたっていう場合って、いわゆる差別事象っていうか人権侵害事象というよりか、そこがどう安全安心か、安全安心の場で初めてそういったことも言えるということがあるので、言ったら、知りもしない、この人は分かってくれる、なんていうきちんと受けとめてくれるというようなことがない中で、人は絶対自分のしんどいこと言わないので。そういう意味で言うと、こういう場をきちんといろんな集いであるとか、いろんな場を一つひとつ大事に確保していく。というのはここで何かやりました、何人来ましたっていうこの数を積み上げていくということが外せない。ということがやっぱりまずは一番大事なのかなと思います。

プラス、先ほど斧田委員もおっしゃったそれを担っている方たちが、筒井さんもおっしゃった人権を守っているんだ、守るためにこれをやっているんだという意識をどう持っていただくのかっていうあたりも、今一度それを実施する側の方たちにも呼びかけていただきたいなと思います。というのも私はこの、太子町にはないですけど、いわゆる大阪府内には同和地区がある市町村には隣保館、昔、この近所だと人権文化センターという名前の方が多いですけど、そこの連絡協議会の事務局を持っています。そこでも皆さんご存じでないと思いますが、部落差別解消推進法が2016年にできて以降、国からの調査がありました。部落差別における相談っていうのがどれぐらいありますかっていう調査がありましたけど、それを全国規模で調査

がありました。でも、その答えっていうのはそんなに多くない。あったというのはそんなに多くない答えでした。なぜかという、皆さんがそれで部落差別の相談だって思ってたことが、いわゆる差別事件だからなんですね。そう皆さんの啓発の効果の中で、あからさまな差別発言なり、あからさまな差別事件っていうのは減ってきたんですけど、例えば、どこの子、あーあっこの子ね。とか、そういうような案にニュアンス的に言うようなこととかっていうのは、いわゆるトラウマであるとか、それによって人との関係がしんどくなったり、就職とか人間関係今一步踏み出せないような、それって就労相談とか、いわゆる心の悩みの相談に上がってくる。というようなこともわかってきて、いわゆるその奥にあるような差別事件では上がってこないです。だけど、その奥にあるような、例えば、虐待を受けた子どもそうですね。それによって、人との関係が築きにくくなったり、逆に言うと壊すような行為をしたり。でもそれって何かそのトラウマであるとかその経緯をちゃんと見ましょうというような形で今取り組みを進めているので、本当にそういうのって、安心だから出せるんですよね。そういう虐待を受けた子どもとかでも安心だからお試し行動もするし、だからそういうのをやっぱり作っていくっていうのは、とても大事だになっていうふうに感じたので、本当に大事なことをやってるのでそれが意識調査とかでまた成果という形で見えたらいいなと思いますし、すごく大事な本質的な議論を最初にされたので、そのような意見聞かせていただいてよかったというふうに、まずはちょっと申し上げたいので、ご意見をさせていただきました。

やはり最初におっしゃったように、件数が増えるっていうのは悪いことなんかって言うと、はっきり言ってもしかしたら気づいてなかった。そう、例えば昔、人権相談の窓口も大阪府さんでやってるんですけど、昔DVとかって言ったら、痴話げんかでしたよね。だから、警察行っても、そんな適当に旦那さんがちょっと怒ってんやったらちょっというたらなんと玉で転がして、みたいな形で言われたけど、今ってやっぱり女性に対する暴力っていうふうに認識されて警察もちゃんと、動かないといけないような事案になってきてますけど、そういうふうに意識をちょっと変えていくと、これって相談してもいいんかなとか。これってされて、嫌なことが嫌って言うていいのかなというような意識がだんだん生まれたら当然相談は増えると思います。アウトリーチしなくても、ケアすればするほど、でもそれはある意味、だから何か増えたから駄目、少ないからいいではなくって、中身の精査っていうのを。この件数としてしか上がってきてないので、各課の方でされてるような中身の精査なりのところも、もし年度末とかの報告とかでいただけたら、ありがたいなというふうに思ったのと、あと最後1点、質問だけさせていただきます。

障がいのある方の人権のところ、資料3のところ、前回報告のところ、5件から39件に上がっています。39件で確定値ですということでありましたけど、これは例えば何か新しくいろんな相談を増えたとか、何か、それとも単に整理をしてから出てきたっていうだけなのかその辺りはいかがでしょうか。もし、手持ちの資料でわかれば教えていただけたら。ここだけが一番ちょっと件数の開きが多かったの。

【事務局】

そうですね、前回見込みという形でさせていただいて不確定だったものが、実際の実数値として上がってきたというところでは今はわかりません。また改めて報告させていただきます。

【宮前委員】

ありがとうございます。私はちょっとその町村域の感覚がよくわからないんですけど、よくこだけ相談をしてくださってるなあというのが。それを受けとめるというか、機関がやっぱりできてきているというか、確か、一番最初に審議会に私入らせていただいた頃もやっぱり町なので、なかなか社会資源に乏しいというか、そんなにNPOさんがたくさんあるわけでもないし、どっかで相談っていうのは、いけるわけじゃないっていうところがこれだけやっぱり、これでも足りないかもしれませんが、相談ができてるっていうのはやっぱり、素晴らしいなというふうに思いましたんで、これからも続けていただけたらというふうに思います。

あと重層との関係とかで、もし良い事例とかが出てきましたら、また年度末に教えていただければ。なかなか私はいろんな大阪府内の市町村を見させていただいても、重層と、重層も福祉のところなので、人権がリンクしないんです。

【伊庭副会長】

重層ってなに。

【宮前委員】

ですよ、ごめんなさい。国がですね、こういう福祉、地域共生社会っていうのを作っていきましょうというふうに、今、方針を立てていまして、いろんな法律も変えていってるんですね。なので今までは、言うたら行政だけがやるという時代から、地域の方こそがやはりその相談っていうか、いろんな地域の行政だけでなくて地域の人も、その相談の中の輪に入って行って地域の人みんなでいろんな人を助け合っていくようにしましょうというように、方針を変えていきました。それで法律も社会福祉法とかいうのも変えていって、その事業の1つで重層的支援体制整備事業というのを国が主導しまして、そういうのを地域でいろんなコーディネートをしていくとか、相談持っていくよというのは人件費をつけたり、そういうのに市町村が手を挙げないといけないんですけどね。なので大阪でも全部の市町村がやってるわけじゃないんですよ。ですけど太子町さんは、モデル事業から手を挙げて、それをこの町として、掛け声が誰1人取り残さないってSDGsじゃないですけど取り残さない、そういう地域社会を作ろうということで、今までだと障がい障がい、高齢は高齢、子どもは子どもっていうふうに縦割りだったのを、横と横、横で連携しましょうっていうのが特徴なんです。そのために太子町だと社協さんですかね、社協さんが町から委託をされてその事務局で動かれてるんですけど、さっきおっしゃったみたいに、なかなか福祉っていうと福祉って人権なんですけど、人権があまり、他の市町村でも重なってなくて、何か制度のことをやっているとところが結構多いんですけど本当は重

なってるんだけどなっていうお話です。

【谷口委員】

その重層なんですけれども、例えば、困難女性の方とか、そういう私たち子どもに関わってたら要対協とか、そういう子どもの支援、それから女性の支援、それぞれの支援があるんですけども、その重層というところでどういうふうに統一されていくっていうか、情報も出せないですよ、それぞれが。

【宮前委員】

困難な問題を抱える女性支援法というのがこの4月1日から始まっているんです。それこそ困難を抱えるだから、あまり定義がなくって困難だと思ってる女性の支援をしていきましょうっていう。これも本当に横串で、外国人も障がい者も、例えば、同和地区の人でもそうだけど、その困難を抱える女性っていうのを総合的に支援をしていきましょうっていうのもあるので、それとどう関係しますか。

【谷口委員】

そういう支援の体制が、その子どもは子どもで支援体制があり高齢者は高齢者で支援の体制があり女性はちょっと困難な女性と言ったら広く幅が広い、そこに外国人が入り障がい者が入りって、なってきたときに、それってどういうふうに、図式が取れるのかなって全体図、図ができるのかなっていうのが、ちょっと私にしたら見えづらかったんです。

【事務局】

まだ太子町の方でもきっちり形としてできてないところではあるんですけども、まず、ベースは重層的支援体制整備事業になってくると思うんです。そこは、端的に言うと、女性とか男性とか、女性か男性かわからない人であろうが、誰でも、対応するのが重層的支援体制整備事業いうところになります。特に今回困難な問題を抱える女性の支援いうところでは、先ほど宮前委員がおっしゃったように、もう私が困難だって言われたらまず受けます。その内容によったら例えばですけども、ただ単に生活困窮だけであつたら生活保護などの給付事業関係で済むのであれば、そちらの方にケースを渡すという形になりますし、その方が複合的な何らかの困難を抱えてる、生活困窮であり、子どもがいっぱいいて、障がいがあつて、親の介護を看てる、でシングルであるとかって複合的な課題を持っていたら、まずその女性自身を、ケースで扱うのは困難な問題を抱える女性の相談窓口、こちらの方でケースを持ち、そこでいろんな他機関と連携をしていくと。その中で、子どものことだから児童のところ、子どもに障がいがあつたら障がいのところであつたりとか、親を介護してるんだつたら介護のところと、その中心になるのは、その女性を中心として、その女性に対して、どれだけ他の機関が連携するかというところのコーディネート、全体把握をするのが困難な問題を抱える女性の窓口になります。

それを先ほど言った話に戻すと、男性であったり、自分の性別がわからない人が来た場合は重層的で受けることになります。

【谷口委員】

社協に行くわけですか

【事務局】

はい。ただそのところは、私も福祉部局じゃないんで、どこまで中心となって今動いているかはわからないんですけども。まあ、社協が中心となって動く。町から委託されてるんで動かないといけないと思うんですけど、町自身がどう動くかっていうのがやっぱり一番大事になってくるかと思います。社協だけでは動けないところが多いと思います。もちろん重層的になってきたら教育委員会とか、他の実施機関が関わってくることもあるんで、その調整というのは簡単にはできていないのが現実です。

【宮前委員】

どこの市町村もそんな感じ。どこもそんな感じ。

【谷口委員】

それから、住民を巻き込むっていう支援っていうことに関してなんですが、ちょっとご近所の事例なんですけれども。ご高齢になって認知が出てきておられて、やっぱり福祉介護課の方にいろいろと相談には行かれるんですけど、結局、住民さんにかなりの負担がかかって、一向に解決にならない。そこに迂回の問題もいろいろあるみたいで、夜中まで対応されてるような状況になってきているけれども、支援体制を確立していかなっていう。その辺が行政に話が通じなかったっていう、そういうことがあって、その住民を巻き込むっていうと、住民は24時間四六時中になるんですよね。ご近所となると。それは役場の職員さんも働き方改革もあって、定時になったら帰られるのは当然のことなんですけれども、その部分の負担っていうのを、どのように分散させていくのか、もしくは解決していくのかっていうのを、ちょっと身近なところでそういう事例があったので。福祉になるのか高齢になるのか、でもその根底には、やっぱりその方々の人権と、安心安全がない状態を近所の方が担っておられるという、そういう状況っていうのかな。そこら辺のカバーをどうするのかっていうこともちょっとこの間から考えてたところですよ。

【斧田委員】

極めて個別の事例ですね。

【谷口委員】

そうですね。

【斧田委員】

あるんで非常に難しいんですけど、先ほどから出てるね、重層的っていうふうな部分の考え方でいけば、今言われたような事例が出てきたときには、その高齢者の窓口だけじゃなくってそれ以外のところで、どういうふうな部署があるかそういうふうなところも集まって、いわばケース会議みたいな形でまとめ上げていこうっていう中に、地域の力っていうふうなものが、どの程度その人を関わるところで出てくるのかっていうので、福祉の方では、頼めるところがあれば、っていうのでね。そういう繋がりを持ってたかもわからないんですけどもね。

【谷口委員】

その社会資源的にやっぱり太子町が少ないっていう部分もあれば、行政とその住民をつなぐもう1つの社会資源っていうのがなかったら、なかなか、こういう、特に高齢とかはまだまだ多い方だと思うんですけども、子どもに関しては一切そういうものが無いので。

【伊庭副会長】

こういうものは、民生委員してたときに、みんな見守りしてくださいよって。見守りしてくださいよって言われてる民生委員が見守りするもんちゃうよ。見守りするのは、隣近所の人が見守りするもんや、ていうふうにずっと言ってたんです。いや、僕も、民生委員やめてから、社協に頼まれて近所にちょっとだけ知的障がいのある人の担当してるんですけど、最初言われたときに、月に1回ぐらいに行かなあかんのかなって思って。行ったら僕はびっくりされて、何しに来たんというような感じで。あんまりそういうことしたらあかんよ、と思って最近道でその時にちょっと話すぐらいにしてるんですけども。そんなことぐらいでしかないと思います。で、もっとしんどいのは近所ではなかったんですけども、娘が大阪市の保健師してまして。僕に相談しに来て、長屋に住んでる人で、その家な、屋根穴空いてどないもならへんねん。長屋やから隣の家つぶれないかなんかって言うて、心配して電話してきたんですけども。そんなことは、そこまでいくのには何年もかかるからそれは大丈夫だろうというようなことを言ったんですけども。その話でずっと、聞いていたら、問題の人が10年も20年も前から問題で、隣近所でチーム組んで対策協議会みたいな作って、その人をずっと見守ってきたみたいです。その協議会から役所に、どないしよ、こないしよ、っていう相談をかけてもすべて無視。答えが出てこなかったということで、最近その協議会が解散するっていうことになって、それでうちの娘にどないしようという相談が来たっていう。なんやねんそれっていう話がありました。こういうこともあると思います。誰が悪いという話じゃなしに、やっぱりそんな話は、あるんやと思います。そやからどないしたらいいんでしょうね。

【羽田委員】

はい。今ね、民生委員の話が出たんですけど、今は民生委員を常時、個別でも、活動したり、話し合いで作って、他のところでまたやったりとかすることに、だいぶ変わってきてます。見守りについても、たくさんの方がやっぱり自分のテリトリーの中でいろいろ行ったり、男性の方もそのサロンとかでいろいろ、毎週、顔覗かせたりする。そういうこともしてくださっているんで、私自身も子どものこと、子どもっていうのは近くのね、子どもたちの方、例えば、この9月の初めごろに依頼がありまして、子育て支援課から連絡いただいて、2歳の男の子と3か月の赤ちゃんがいるので、ちょっと子ども送ってる時間、普段だったらお父さんがいらっしゃるんですけども、ただちょっと出張でいらっしゃらないから、何とかありませんかっていう、子育て支援課に連絡があって、子育て支援課から連絡いただいた民生委員の方が2人、ハートぽっぽっていうメンバーの中から2人、私、聖和台の方だったので、私ともう1人磯長台の方が行けますっていうこと。ただ、相手の方がどういう方かわからないので、まずちょっと顔合わせしたいんですって言って、保健師さんと一緒に午後8時前ぐらいに行って、その時におむつ替え、ミルク飲ましてあげたりとかしながら、ウロウロ幼稚園行く子どもは食べながらいろいろされてたんですけど、そんなに私自身は楽しく、やらしてもらったんですけどね。そういうふうにならなくて何か、これから依頼とかがあれば、まだまだやっていけたらなっていうのがあって。

そのハートぽっぽでは、月1回ずつこれからも研修をしまして、いろいろ話し合ったりイベントをやっているということになってきてます。その子どもとの関わりももちろんですけど、民生委員は児童部会と福祉部会と、それから子ども部会の3つに分かれてるんですけど、最初私が伺ったときは、活動っていうのが何かちょっと1年目とかはわからなくて、会議とかやりました。だけど、なんだかな、という感じが自分自身あったんですね、せっかく民生委員にさせていただいたんだから、やっぱり何かを、やっていきたいっていうのが自分自身ありまして、たまたま児童部会の方に配属されていたので、やっぱり子どもも好きですし、関係もこれからどんどん育っていく子どもたちのお手伝いできたらなっていうのがあって、ちょっと声掛けしながらそういうグループを作っていました。

福祉部会も今はそれぞれ広報部会の部会同士で話をしながらやっていますので、全体の定例会議で報告とかしています。だから活動自体は、ちょっとですけども、やっぱり活動をもっと活発にしようということで。そんな中でちょっと実体験としまして、私自身の父が97歳なんですけど、今年の1月に、一緒に住んでいる兄夫婦たちが順番に風邪が移ってしまって、それが原因なんですけども、突然立てなくなったんですね。1月10日に即入院しました。最初はやっぱり高齢であるから入院して、どうなのかなと思ってたら、本当は腎臓の方が悪くなったりと、もうこういう状態ですよ。それで落ち着いたと思ったら、またこうなったりとか。一番ちょっと大変だったの5月ぐらいですけど、そろそろもう退院しないといけない。1回退院の時期があったんです。まだ病気だったので、引き続いて見てくださったんですけど。病院の方からちょっとそろそろ出てくださってということで、それから大変だったんですね。民生委員しているので、ちょっとわかってるつもりですが、実際に今度引き受けていただく所とあって

というのが、なかなかやっぱりしんどいですね。探すのが。ちょっと話を知ってる方がやっぱり役場にもいらっしゃるし、社協さんにもいらっしゃるんですけど、これは自分たちで探さないといけないなっていうのがあって、実際にもう何か所も行ってきました。自分の父の今の状態をお話したらそこはOKですと言っていただけるところもあるんです。でもそこやったらどうかなっていうところがあったんですけど。一番心配してたのはやっぱり本人自身が、落ち着いた気持ちでね、過ごしてくれるかと。最終的に病院を出るときに確認させてもらったのは、結局私たちが決めたところなんですけど、もし合わなかったら、また帰って違うところに移ることになるんですよねっていうことがあったんですね。あんまりもしもっていうのも頭よぎったんですけど、受入れ先のところは最終的に兄弟たちで決めたところで、もう一度その事務局の方に、もしも父親の方が、はっ、と思うことがあったら、変わってもよろしいですねっていうことは言って、そこに決めました。ところが、そこはすごくあったんですよ。だからそれはね、私とこは1回でよかったんですね。療養型のとこですからもう出られないっていうのはわかってるんですね。もう足歩けないので、出られないんですけど一番よかったのは、すごく気持ちが安定してて、動けないんですけど足首を動かしたりとか、それから自分で何かしようとかね、全くできなかつたんですけど、何何ちゃんちょっとそこに髭剃りあるから取ってくれへん、っていう。私が取って、父がそういうこともできるようになったり、病院のときはやっぱり不安定なこともあったり、いろいろあったので、一番残ってるのは、生きてるっていうのは辛いねっていう言葉言ったんですよ。早く死にたいとも言わないんですけど、やっぱりしんどいんですね。よくなるっていうことがわからないから、もう年齢いってますからね。ただそれがすごく引かかっていたんですけど。この前もお祭りがそこでされたんですよ。見に行ったらちょっと車いす押しながら、そういうことをして射的の遊びみたいのもあったからそれもしてたんですけどね。楽しそうにしたり、若い人たちも来てくださったりして、今のところはすごいよかったなと思っています。だからそれがもし合わない人とか、そういう場合だったらすごく辛いだろうなっていうのがあります。

【土屋会長】

ありがとうございます。他なければ次の議事に進めさせていただければと思っております。

【上籾委員】

いいですか。2つだけすいません。皆さんみたいなそんな壮大なことの質問じゃないんですが、このプリントのことで2つほどお聞きしたいことがあって。1個がシステムというかそのことについてと、もう1つはこの資料3と、2つお聞きしたいことがあります。この質問は資料1の8項目、子どもの人権のところの反対から4つ目で、ヘルパーによる家事育児支援については1人につき10回を限度としているっていう、このヘルパーってシステムあんまりよくわかってなくて。そのヘルパーっていうシステムは、この1人につき10回っていう、この1人っていうのは、ヘルパーさん1人が10回までしか助けに行けないのか、それともその困っ

てる方、支援を受ける方が10回しか受けられないからなのか、この辺りはちょっとわからなくて。どうやって支援に繋がってないのか、そこの対象とする1人っていう、対象とする方がわかったらちょっとそこの課題への対策が見えてくるかなと思って、このヘルパーっていうシステムをちょっと詳しくお伺いしたかったのと、もう1つ言ってもいいですか。もう1つの方は資料3の4. 人権リーダーの養成っていうのが、3年、4年、5年度が未実施になってるのが、令和7年度の目標が5人、未実施、実施ができてないっていうのは、今まで過去に実施したことがあるけど、ちょっとこの統計をとってる間だけが未実施、実施されてなくて、ちょっと前にされた平成30年度までにされたことをもう一回立ち上げて、目標としての5人なのか、それとも完全にゼロから立ち上げられての目標が5人なのか。それで、もしそのままなんかちょっと前にやってたことを起こす、中身を変えてするってなると、経験とか実績とか、資料とかあるから目標に近づきやすいかなとは思いますが、完全にゼロから作られるなら、この令和6年度でどこまでどう、その何ていうのかな、進められるのかとか、今はどこまで進んでるのかとか、いや、7年度の終わりに、5人の目標なので、今年度で積み上げて、7年度に実施して7年度の終わりに、5人の目標なのか。ていうこの太子町人権協会と協議予定とか書いてあるこの協議予定は今年度なのか、来年度なのかとか。ちょっと養成のこれからの組み立て方というかそのちょっと2点、このプリント拝見して、疑問に思ったところです。

【事務局】

はい。まず資料1のヘルパーのところですけれども、担当課にどういう事業かを詳しく聞いて、また報告させていただきたいと思います。資料3の4. 人事リーダーの養成ですけれども、これはこの人権推進プランができたときのゼロから、ない状態から起こしたものです。まだ、どういうふうやっていっていいかっていうところが、はっきり定まっていないところで、太子町人権協会とも協議しようとしてるところなんですけれども、なかなか実施に至ってないというのが現状です。目標が5人となってますけれども、なかなかそこまでちょっと到達は難しいかなっていうのは、そういう状況です。

【上籾委員】

先ほどから地域に関わるお話が出てる中で、こういったリーダーという存在が現れてくださると、またその地域へのいろんな情報の載せ方とか、そっから作り上げられてくる部分とか、ここだけの話だけじゃなくて、もっと実践的な部分も深まっていくかなと思うので。なかなかそのゼロからやっぱり立ち上げとかが難しいとは思いますが、大事な部分かなと思いますので。はい。引き続きよろしくお願いします。

【土屋会長】

ありがとうございます。他、ご質問など

【宮前委員】

はい。時間がない中で2つだけ、すいません。先ほどの上籾委員がおっしゃったそのリーダーのところの関連なんですけど、多分まずその人権リーダーの定義というか、何を人権リーダーとするのかっていうところもあると思うんですけども。はっきり言って、ここの審議会に来てる皆さんを人権リーダーだと。私はここの町の中のある意味リーダー的存在だというふうに思っているところがあって、その方たちが今おっしゃったみたいに、やっぱり地域でいろんなことをキャッチする立場というふうにするので。リーダー養成を経た修了者というのはもしかしたらイメージがあるのか。でももう既存の方達がそういうリーダー的な役割を担うということによければ、いわゆる育成みたいなのは、もうなんかそんなに大きなことではないのかなと思ったりもするというやり方ですよ。位置付けみたいなのは町の方で議論されたらどうか。もちろん太子町の人権協会と一緒に、議論をされたらどうかと思ったのが1つと、これを町の方にもしできれば、できればというかあればというお願いなんですけど。先ほどから出た社会資源がやはり太子町、なかなか少ないと、ちょうど規模も小さいので、なかなか難しいって言うところと言うと、今から予算の時期だと思うんですね。予算を作られる時期だと思うんですけど、他の市町村さんとかでいうと、やはりそういう市民、団体育成というような目標、目的です。いわゆるこうこういうこの市、町がやろうとしてるこういう事業をやりましていう団体さんですよ。では助成をしますというような制度を設けられておられるところもあります。なので、それは別に珍しいケースじゃなくて、結構そういうことをされてる市町村も多いので、本当にそんなに大きな額じゃないんですよ、本当1回研修をしたら講座するみたいな5万とか、本当に10万とかっていうような額でされてるのも多いので。もし、そういうような、それはどこの部局で持つのかちょっとわからないんですけど。何かそういうような少しでも。やっぱりお金ってなかなかね、みんなでなんか出し合ってって難しいけど、イベントって1つの原動力になるので、何かそういうようなことができれば。もし検討いただければという。これはご意見なので、よろしくお願いします。

【関戸委員】

ありがたいです。そういうお言葉ありがたいです。

【宮前委員】

そのことは、結構他の町村を見てるとそれを使ってやっぱりということは、必ず話をするんですね。行政の方と。そうすると民間団体の方が行政の方とのパイプができるものはお金をもらっただけじゃなくって、というのもあるので少額でもいいと思うんですよ。本当1回3万とか、というのもちょっとご検討いただけたらというふうに思っております。

【土屋会長】

ご提案ありがとうございます。それでは議事の2番目ということになります。その他という

ことで、事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局】

冒頭の会長の挨拶の中でもありました次年度第2次太子町人権推進プランの見直しの方がありますので、こちらについて事務局の方から説明させていただきます。

(2) その他 (第2次太子町人権行政推進プランの見直しについて)

【事務局】

簡単にですけども説明させてもらいます。推進プラン冊子見ていただきたいと思うんですけども、5ページお願いいたします。上から2つ目、5の計画の期間です。まずこの第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、基本方針と推進プランの2つから構成されてます。基本方針は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますので、ここは見直さないんですけども、人権行政推進プランは、今の計画が来年度、7年度までの5年間の計画となっておりますので、来年度、7年度中に見直しを行って、令和8年度から令和12年度までの推進プランを作り直すということになります。

冊子18ページ、19ページのところが基本理念と基本方針となっておりますので、ここまでの基本方針の部分になりますので、ここまでは見直さないというふうに考えてます。そのあとですの20ページ以降の人権行政推進プランのところで、第1章施策の体系、第2章施策の基本方向、第3章人権課題への取組のところを見直していくことになります。見直しにあたっては、来年度、人権に関する住民意識調査、団体ヒアリング調査、パブリックコメント等をして、この推進プランの見直しを行いたいと考えてますので、ご協力をお願いいたします。

また、住民意識調査(案)については、次回の審議会で提案できたらというふうに考えてます。以上です。

【土屋会長】

はい。ありがとうございます。ではですね、せっかくの機会ですので、何かご意見などありましたら、先ほどもいろいろと意見交換できましたけれども、もし何かご意見がございましたら、この場でということでもよろしくお願いいたします。

【松本委員】

はい。高齢者の人権問題だと思うんですけどね。今一番自分の中で、モヤモヤしてるのは、マイナ保険証ありますよね。今話題の。実際に12月から進んでいきますけれども、高齢者の人とか自分の経験からも介護したことあったり、ヘルパーさんお願いしたりとかいろいろな中で想定したのに、簡単に言うともまず12月から使えないっていう言い方が本当ではないということと、その場合に、年取ってきてマイナカードも持ってない。マイナカードを作りに行くのも大変だけど、例えばヘルパーさんと一緒に行って仮に自分がヘルパーの立場であっても、も

のすごい個人情報だから、どこまでできるのかとか、それをお医者さんとか薬局ですごく言われるとか、そういういろんな情報がありますけども。そういうときにどこまでその個人の情報が係るのかとかも、とにかく、問題が山積やと思うんですよ。ですので、お医者さんに連れて行ってくれるところの治療であるとか、それから、もうややこしいから医者に行かない人が増えていくとか、そういうことを考えていくときに、あえて言えば、この高齢者に対する見守り、いろんな問題の中に必ず入ってくるだろうし、そこら辺が、皆さん、どう思われてるかなとか、いろんな相談とか、そういう高齢者の施設の方でもすごく問題になってるし、そこら辺どうなのかな、っていうのがなかなかニュースで見ると以外聞くこともないので、もうすごいある意味、人権問題だと思うんです。どっかの地域では、お医者さんが署名を集めてるとか、いろいろあるので、何とかならないかなという気がすごく、自分の中にあります。

【事務局】

はい。今わかってる範囲だけで言いますと、マイナンバーカードと保険証で、保険証がなくなってマイナンバーカードに一本化されるというのは法律も決まっています。12月2日からそうなるんですけども、保険証がなくても、資格者証で対応できるので問題ないというふうには考えてます。

【松本委員】

お医者さんでもやっぱり、私はまだ出したことないんですけど、一番そういう年取られた、自分の母親とかを想定したときでも、一番不安があって、うちはもうお医者さんにまず行くのも面倒くさくなるっていうか。だけど、ヘルパーさんをお願いしたらって仮に言っても、やっぱり、ものすごい個人情報やから抵抗あるとか、それから12月2日以降も資格者証出るとかいうことも、宣伝としてはほとんどされてないでしょう。スマホのニュースとか見てたら、そんなね心配になるっていうことあるけども、そこまでなかなか高齢者の方がね、自分の不安解消のために、調べてって、役所行って聞きに行くとか、なかなかできないのでね。国の方とかでも、こう言われてるけど、安心して下さいよみたいな。内容とか、あればと思います。

【事務局】

担当課に伝えておきます。

4 閉会

【土屋会長】

他にないようでしたら。今日はちょっと時間オーバーしまして、皆様申し訳ございません。本日は貴重なご意見いただきましてありがとうございます。それでは本日の審議会はこれで終了したいと思います。ご協力の方ありがとうございます。

【事務局】

どうもありがとうございました。次回の審議会は3月を予定しております。また皆さんにご案内させていただきます。

今日はどうもありがとうございました。